

環生第18-277号  
平成24年10月19日

特定非営利活動法人  
廃棄物問題ネットワーク三重  
代表理事 吉田 ミサヲ 様

三重県知事 鈴木 英敬



「震災がれきの広域処理に関する再申入れ」への回答について

平成24年9月27日付けで提出いただきましたこのことについて、下記のとおり回答します。

#### 記

#### 1 必要性について

当県は、東日本大震災で甚大な被害を受けた被災地の1日も早い復旧、復興を支援するため、三重県市長会、三重県町村会と本年4月20日に締結した合意書に基づき、市町等と一体となって災害廃棄物の広域処理の取組を進めているところであり、8月7日には、岩手県久慈市の可燃物2,000トンの処理について、環境大臣から協力要請がありました。

なお、久慈市の広域処理の必要性については、9月20日付けで久慈市長が貴団体に「広域処理の必要性がなくなったものではない」と回答されたところです。

#### 2 広域処理の妥当性について

「三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン」の策定に当たって開催した、三重県災害廃棄物広域処理検討委員会での検討状況については、当県のホームページ「東日本大震災により生じた災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応」(<http://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/kouikisyori/>)に掲載して公表しています。

なお、岩手県久慈市の災害廃棄物のうち、当県に協力を要請されている可燃物の放射能濃度は、ほとんど不検出であり安全性は確保できると考えています。

#### 3 経済的妥当性について

処理費用は、受け入れ施設が決定した段階で積算し、精査していくこととなります。

#### 4 地元意見の正当性について

当県は、市町等と一体となって災害廃棄物の広域処理の取組を進めているところであり、施設周辺住民の皆様には、災害廃棄物の広域処理の必要性や、災害廃棄物の安全性をわかりやすく説明し、また、測定データ等をお示しして安心感の醸成に努めてまいります。

9月25日の現地視察については、伊賀市内の環境保全に関する団体の代表者等の方に、久慈市における災害廃棄物や破碎選別の状況を実際に確認いただき、災害廃棄物の安全性について理解を深めていただくため実施したもので、その状況は、当県のホームページで公表しています。視察費用は、災害廃棄物の広域処理に関して住民の皆様さまへの説明の一環として実施したものであるため、国庫負担が基本であると考えています。

事務担当

三重県環境生活部廃棄物対策局

廃棄物・リサイクル課

災害廃棄物広域処理推進チーム

TEL 059-224-2342

FAX 059-229-1016